

## 【議案第 1 号】

### 寄居町デマンド型乗合タクシーの運行計画について

昨年 1 1 月から実施しているデマンド型乗合タクシーの実証調査（テスト運行）における登録状況や利用状況、さらには、利用者のアンケート調査結果等を集計、分析した結果、新たな運行手法である当該デマンド方式による運行が、本町の公共交通の一翼を担う手段として十分に機能するとともに、町民が大きな期待を寄せているということが明らかになりました。

これらの結果を受け、平成 2 5 年 4 月 1 日から将来にわたり、下記のとおりデマンド型乗合タクシーの本格的な運行を実施するものであります。

#### 運行概要

##### （1）事業主体

- 寄居町

##### （2）運行主体

- 一般乗合旅客自動車運送事業の許可を取得した者  
※町内に本店、支店または営業所を有する一般乗用旅客自動車運送事業者の中から 3 者を町が別途選定する（3 事業者がそれぞれ 1 台を運行）。

##### （3）運行方式

- フルデマンド運行  
路線、運行時刻を定めず、運行エリア内を利用者の要求に応じて最大限の乗り合いを行うよう予約により運行する。

##### （4）運行日

- 毎日運行（ただし、年末年始（12/29～1/3）は運休）

##### （5）利用時間

- 8 : 00～17 : 00  
午前 8 時 00 分の乗車から対応し、最終降車を午後 5 時 00 分とする。
- 主に高齢者の昼間時移動を支援する（通院、買い物等）。

##### （6）乗者料金

- 一律定額 3 0 0 円  
未就学児の利用は、保護者 1 人の同乗につき 1 人を無料とする。

### (7) 運行車両（規模・台数）

- 車両タイプ：セダン（乗客定員4名）
- 車両台数：3台（+予備車両3台）
- 車両は一般乗合旅客自動車運送事業と一般乗用旅客自動車運送事業とで併用できるものとする。
- ※一般乗合旅客自動車運送事業として使用する時間（午前8時00分の乗車に対応し、午後5時00分の降車に対応する時間までとする。）
- ※一般乗用旅客自動車運送事業として使用する時間（上記以外の時間とする）

### (8) 運行区域

- 寄居町全域を運行

### (9) 乗降場

- 共通乗降場  
（主な集客施設に設置：公共施設、病院、商業施設、駅等）
- 自宅前あるいはその付近  
（利用登録者が乗降場として設定）

### (10) 利用対象者

- 全町民（一人で乗降が可能な方）
- 利用者は事前の登録が必要

### (11) 予約受付

- 寄居町社会福祉協議会内の予約センターで受け付けを行う。
- 予約受付期間：利用日の1週間前から前日まで  
※5月からは、利用日の1週間前から利用時間の1時間前まで
- 予約受付時間：8：00～17：00（運行時間内）